

令和 8 年度宿毛市移住促進等 SNS 業務委託 募集要項

1 業務名 令和 8 年度宿毛市移住促進等 SNS 業務委託

2 業務の目的

宿毛市公認インスタグラマーとして Instagram 等を活用し、移住支援情報や観光・イベント情報に加え、宿毛の魅力や日常をリアルかつ広く発信する。これにより、移住・定住者の増加を図るとともに、より多くの方々に宿毛を知ってもらい、来訪を促すことを目的とする。

3 募集人数及び委託期間

- ・募集人数：2 者（個人・グループ問わず）
- ・委託期間：契約の日から令和 9 年 3 月 15 日まで

4 募集方法

- ・提出書類

令和 8 年度宿毛市移住促進等 SNS 業務委託 応募用紙（第 1 号様式）

- ・応募締め切り 令和 8 年 2 月 19 日（木）17：00 必着

- ・提出先：宿毛市企画課移住定住推進室
宿毛市希望ヶ丘 1 番地
電話番号：0880-62-1256

- ・提出方法：郵送もしくは持参

5 選定方法

- ①一次審査（書類審査）：応募内容に基づき審査を行い、結果は応募者全員にメールで通知する。
- ②二次審査（面接）：市の審査委員による面接（オンライン可否は要確認）を実施し、得点上位 2 者を受託候補者とし、次点者も選定する。
- ③審査結果の通知：二次審査を受けた全員に対し、後日文書で通知する。
※選定基準は別紙のとおり。

【選定基準】

| 審査項目 | 評価内容 | 配点 |
|--------|---|-----|
| 企画提案内容 | 提案内容の方向性やコンセプトが、募集要項の内容を満たしており、移住・魅力・PR等ターゲットを意識し、情報を受け取ることによって、本市へ訪れたいくなるような提案内容になっているか。 | 30 |
| | スケジュール間が明確に示されており、実現可能なものか。 | 10 |
| | 事業目的達成のために、募集要項以外の内容で効果的な提案があるか。 | 10 |
| 運用実績 | 継続して定期的に投稿しているか。 | 10 |
| | フォロワー数が一定以上であるか。 | 10 |
| | 撮影技術、編集等のクオリティは十分か。 | 20 |
| 地域への愛着 | 宿毛市に対する愛着や理解を持っているか。 | 10 |
| 合計 | | 100 |

【評価点】

| 点数 (10点満点) | 点数 (20点満点) | 点数 (30点満点) | 評価 |
|---------------|---------------|---------------|---------|
| 10 | 20 | 30 | 優れている |
| 8 | 16 | 24 | やや優れている |
| 6 | 12 | 18 | 普通 |
| 4 | 8 | 12 | やや劣る |
| 2 | 4 | 6 | 劣る |

6 委託料

385,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）※期間中の活動経費一切を含む。

7 業務内容

Instagram 等（主に宿毛市公式アカウント）を通じ、以下の業務を行う。

- (1) コンテンツ制作 : 投稿用の写真・動画撮影、編集、リール動画の制作
投稿文の作成
- (2) 投稿案の提出 : 委託者が指定する行事等を含む投稿案の作成・提出
- (3) スケジュール管理 : 定期的な発信を行うための投稿計画の策定
- (4) 進捗管理 : 委託者との定期的な打ち合わせ（対面またはオンライン）

8 投稿案の構成とルール

以下の内容に該当し、かつ委託者が指定するフォーマットに基づき作成すること。

- (1) 本市の移住定住支援等に関するもの
- (2) 本市の観光・イベント情報に関するもの
- (3) 本市の魅力や日常（市民の暮らし）に関するもの
- (4) その他、委託が指定する内容に関するもの
- (5) 文章の初めに【宿毛市公認インスタグラマー】という文言を入れること
- (6) 景品表示法（ステルスマーケティング規制）を遵守し、広告であることを明示する場合の指示に従うこと。
- (7) 特定の営利企業、飲食店、宿泊施設等の利益に資する宣伝のみを目的とした発信は行わないこと。ただし、宿毛市の観光振興、移住促進、地域活性化に繋がると委託者が認めた場合はこの限りではないが、その際も紹介する対象が偏らないよう、市全体を俯瞰した広報に努めること。

9 投稿方法・フロー

- (1) 受託者は、作成した投稿案をダイレクトメール等で委託者へ送付する。
- (2) 委託者が内容の正確性・公平性を確認し、宿毛市公式 Instagram 等で投稿を行う。
- (3) 受託者は、自身の自己アカウントのストーリーズ等において、当該投稿を 24 時間以内にシェアし、拡散に協力すること。

10 投稿回数

委託期間内における投稿案の提出回数は、合計 150 回以上とする。

11 応募資格

以下 (1) ~ (4) のいずれかに該当し、(5) ~ (11) のすべてに該当すること。

- (1) SNS の運用経験を有し、応募時点で自己アカウントのフォロワー数が 1,000 人以上

である。

- (2) 応募時点において、過去1年間で150件以上の投稿実績がある。
- (3) 過去にSNSを活用したPR業務や広報業務に携わったことがある。
- (4) 自身で企画・編集したリール動画の投稿実績（5本以上など）があり、そのURLを提示できる。
- (5) 18歳以上であること。（グループの場合は全員）
- (6) 写真・動画制作に対し意欲とスキルがあること。
- (7) 宿毛市のブランドイメージを理解し、地域への愛着を持って発信できること。
- (8) 宿毛市の指定する方針や運用ポリシーを遵守できること。
- (9) 団体・グループで応募する場合は、代表者1名を定め、責任を持って契約・連絡を行うこと
- (10) 過去および委託期間中において、法令に抵触する行為、差別的な発言、または市の信用を著しく失墜させる行為がないこと。これらに該当する事実が判明した場合は、即時に委託契約を解除できるものとする。
- (11) 市税の滞納がないこと。

12 応募資格の制限

以下のいずれかに該当する者は応募対象外とする。

- (1) 政治的または宗教的宣伝を目的とする活動を行っている者
- (2) 宿毛市の指定管理施設、または宿毛市が委託を行う事業の利害関係者
- (3) 公序良俗に反する行為を行ったことがある者
- (4) その他、宿毛市との間に特別な利害関係を有し、情報発信の公平性・中立性を損なう恐れがあると市長が認める者。

13 再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者へ再委託することは原則禁止する。

14 報告・提出物

- (1) 成果物(随時)：投稿用コンテンツ素材一式（テキスト、写真、動画データ等）
- (2) 月次報告書：毎月10日までに、前月分の実施状況を報告（第2号様式）。
- (3) 完了報告書：令和9年3月15日までに、全体の業務完了報告書を提出（第3号様式）

15 支払方法

委託料は、本件業務完了後に提出された業務完了報告書を市が検査した後に、書面による請求により支払を行う。ただし、委託業務を行うため必要があると委託者が認めたときは、受託者は、委託料の概算払を請求することができるものとする。

16 留意事項

- (1) 本業務により制作されたコンテンツの著作権、所有権等の権利はすべて委託者に帰属する。委託者は、これらを二次利用（HP や広報誌への転載等）できるものとする。
- (2) 受託者は、本業務の履行にあたり、受託者の責に起因する事由により委託者または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- (3) この募集要項に定めのない事項及び協議の生じた事項については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。
- (4) 受託者は「宿毛市 SNS 運用ポリシー」を遵守し、公平かつ適切な情報発信に努めること。

17 問い合わせ先

宿毛市企画課移住定住推進室

宿毛市希望ヶ丘1番地

電話番号：0880-62-1256

メールアドレス：1165@city.sukumo.lg.jp

地域の魅力を広めるために、一緒に活動していただける方からのご応募をお待ちしております。